

セーフティ家財総合保険

(家財の住宅総合保険+個人賠償責任補償特約+借家人賠償責任補償特約+修理費用補償特約)

賃貸のマンション・アパート・一戸建住宅にお住まいの方に



「セーフティ家財総合保険」は賃貸住宅居住者専用の「住宅総合保険」のペットネームです。
このパンフレットは、2014年7月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象としています。

万一に安心だから、毎日が安心

4つの補償で安心の毎日

1. 家財の住宅総合保険

万一の場合、あなたの大切な家財を災害からお守りします。

火災、落雷、爆発、風災、水災をはじめさまざまな災害で大切な家財に損害をお受けになった場合、損害保険金をお支払いします。また、臨時費用、失火見舞費用等の費用保険金もお支払いします。

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④風災・雹災・雪災



①～③に伴う消防活動による水濡れ、破壊損害の場合も含まれます。

⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)



⑥給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ



⑦騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為



⑧盗難によって保険の対象に生じた盗取・損傷・汚損

- 家財の盗取・損傷・汚損
明記物件の盗難: 1事故、1個または1組100万円限度
- 通貨・預貯金証書の盗難
通貨: 1事故・1敷地内200万円限度
預貯金証書: 1事故・1敷地内200万円または家財の保険金額のいずれか低い額限度

⑨持ち出し家財の損害

旅行等で一時的に持ち出された家財(通貨、預貯金証書を除きます。)が日本国内の建物内で①～⑧の事故により損害を受けた場合(1事故 100万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額限度)



⑩水災

- 保険価額の30%以上の損害
保険金額× $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$
- 床上浸水で保険価額の15%以上30%未満の損害
保険金額×10%、1事故・1敷地内200万円限度
- 床上浸水で保険価額の15%未満の損害
保険金額×5%、1事故・1敷地内100万円限度



⑪臨時費用

- ①～⑦の損害保険金×30%
(1事故・1敷地内100万円限度)



⑫残存物取片づけ費用

- ①～⑦の損害保険金×10%の範囲内で実際に支出した額



⑬失火見舞費用

①または③の事故により他人の所有物に損害を与えたとき
被災世帯・法人数×20万円
(1回の事故につき
保険金額×20%が限度)



⑭地震火災費用

(※地震保険ではありません。)
地震・噴火・津波による火災によって、家財が全焼または収容建築物が半焼以上の損害のとき
保険金額×5%
(1事故・1敷地内
300万円限度)



⑮損害防止費用

①～③の事故による損害の発生および拡大の防止のために支出された必要または有益な所定の費用



2. 個人賠償責任補償特約

万一の場合、日常生活での賠償責任からお守りします。

ご家族の方が日本国内の日常生活において、偶発的な事故により他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を負ったとき(自動車による事故等を除きます。)に損害賠償金をお支払いします。

ベランダから落ちて
通行人にケガをさせた。



3. 借家人賠償責任補償特約

万一の場合、家主さんへの賠償責任からお守りします。

火災、破裂・爆発により借りている戸室に損害を与え、借戸室の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。

ポヤで借戸室を損失させ、家主さん
から損害賠償請求を受けた。



4. 修理費用補償特約

万一の場合、お住まいの修理義務からお守りします。

風災や盗難等の事故により、借りているお住まいに損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき自分で修理しなければならないときもあります。そんな時の費用をお支払いします。(1事故100万円限度、自己負担額3,000円)

この特約でお支払するのは、賃貸借契約書上で借主の修理義務が定められている場合に限りです。

台風等で、ものが飛んできて
窓ガラスが割れた。



地震保険でさらに安心。(セーフティ家財総合保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。地震保険のご契約には、別途保険料が必要となります。)

●保険金額は……

地震保険の保険金額(ご契約金額)は家財の住宅総合保険の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で定めさせていただきます(基本契約の保険金額を途中で増額した場合は増額部分を含めた基本契約の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で定めていただきます。)。ただし、他の地震保険契約と合算して、家財1,000万円が限度となります。

●地震保険をご契約されない場合は……

地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害(地震・噴火による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

●地震保険のお支払いは……

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が下表の損害を受けた場合に限り地震保険金をお支払いします(したがって、これらにさらなる損害の場合にはお支払いできません。)。なお、この地震保険金は左記の⑯「地震火災費用保険金」とは別にお支払いします。

保険の対象	損害の程度	お支払いする保険金
家財 (明記物件は除きます。)	全損のとき	家財の地震保険金額の全額(時価が限度)
	半損のとき	家財の地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

●お支払いする保険金は……

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が6兆2,000億円(平成26年2月現在)を超える場合、算出された支払保険金額に対する6兆2,000億円の割合によって削減される場合があります。

●保険金をお支払いできない主な場合は……

地震等により保険の対象となる物が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象となる物の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

●セーフティ家財総合保険の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができます。

●警戒宣言が発令された場合は……

大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合は、その地域内に所在する保険の対象となる物について、地震保険の新規増額契約はお引き受けできません。

●地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)(が条件を満たす場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要ですが、なお、次の割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引 (50%)	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。))に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。))において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。	●品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ^{※1} ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写) ^{※2} または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ^{※2} ●長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく建設住宅性能評価書が作成した「技術的審査適合証」(写) ^{※2} ●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能評価書」(写) ^{※2}
耐震等級割引 (等級に応じて 10%、30%、50%)	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。))に定められた耐震等級を有していること。	●「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^{※3} および②「設計内容説明書」など免震建築物であることまたは耐震等級を確認できる書類(写) ^{※2}
耐震診断割引 (10%)	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること。	●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) ^{※4} ●耐震診断または耐震改修の成果により減額措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方公共団体発行の証明書など)
建築年割引 (10%)	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	●建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認、検査済証など公的機関等 ^{※4} が発行する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書(写)を含みます。

※2 免震建築物割引および耐震等級割引の必要な確認資料のうち、以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能評価書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合

・「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

※3 認定長期優良住宅であること確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

※4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※5 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

こんなにあります家財道具

家財時価額の目安

ご家族構成	世帯主の年齢	家財時価額
独身・単身者	年齢問わず	255万円前後
ご夫婦のみ	25才前後	470万円前後
	30才前後	570万円前後
	35才前後	760万円前後
	40才前後	920万円前後

(注) 上表には貴金属や宝石・書画・骨董・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれておりません。なお、上表にないご家族構成の場合は、大人(18才以上):120万円、子供(18才未満):70万円を加算してください。

*「時価額」とは、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

◎家財の補償の場合

- (1) 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- (3) 火災等の事故の際の紛失・盗難
- (4) 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)の盗難
- (6) 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- (7) 地震、噴火またはこれらによる津波(ただし、④「地震火災費用保険金」の支払いについては除きます。)
- (8) 核燃料物質に起因する事故

◎賠償責任の補償の場合

- (1) 個人賠償
 - ① 保険契約者や被保険者の故意
 - ② 地震、噴火、津波、戦争および内乱による事故
 - ③ 心神喪失中に生じた事故
 - ④ 同居の親族に対する賠償責任
 - ⑤ 預っていた他人の財物に対する賠償責任
- (2) 借家人賠償
 - ① 上記(1)の①②および③と同じ
 - ② 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による事故
 - ③ 心神喪失中または指図により生じた事故

◎修理費用の補償の場合

- 壁・柱・床等の主要構造部や居住者が共同で利用する部分の修理費用

ご契約にあたってのご注意

1. このパンフレットは「セーフティ家財総合保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
2. 保険料お支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
3. 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
4. 家財のご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。「明記物件」といいます。
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
5. 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
6. 個人情報のお取扱いについて
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
7. お手続きの日から1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
8. ご住所を変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。

事故発生の場合

事故が発生した場合は、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので、十分にご注意ください。

保険会社破綻時のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。「セーフティ家財総合保険」は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金、

解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係わる保険金は100%補償されます。家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返戻金等は全額補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間に有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

 **朝日火災海上保険株式会社**
〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL03-3294-2111(大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

朝日火災 あんしんダイヤル
事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店へご連絡ください。
0120-120-555
受付時間：24時間 365日

●お問い合わせ先